

平成 23 年度第 1 回(通算第 15 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事概要

1. 日 時 : 平成 24 年 2 月 1 日(火) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
3. 出 席 : 委員: 福田主査、辻副主査、松浦、川野、澤柳、山本、新、三浦、桐生
KHK: 松本、鈴木

4. 配付資料:

- 資料 53 分科会委員名簿
- 資料 54 前回議事録(案)
- 資料 55 冷凍空調装置の施設基準(NH₃の施設編)
- 資料 56 辻委員及び高木委員からの意見
- 資料 57 松浦委員からの意見
- 資料 58 山本委員からの意見
- 資料 59 酸素欠乏症等の労働災害発生状況 ボイラ研究第 369 号

5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。

6. 副主査指名: 福田主査から辻委員が副主査に指名された。

7. 議事

(1) 前回議事録の確認

資料 54 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準 (NH₃施設編) の見直しについて

資料 55 に基づき、事務局から説明があり、検討がなされた。

2. 用語の意味

(9)冷媒ガス配管

「バルブ」を「弁類」に変更する。

(15)機械室

・・・当該区画に設置される冷凍設備の運転・保守管理等に関わりのない・・・とする。

- (16) 低圧容器室 ……他から独立した室をいい、当該区画に設置される冷凍設備の運転・保守管理等に関わりのない……とする。
- (17) 火気 その他の(当該冷凍設備内のものを除く)発熱体の燃焼・発熱器具をいい、……とする。
- (18) 冷媒設備の高圧部、低圧部 (a) 「密閉圧縮機」を「密閉式圧縮機」とする。
- (19) 冷凍能力 (b) 「二以上の」を「2以上の」とする。
- (19) 貯蔵容器 「補充用冷媒ガスの貯蔵」はあり得るのか検討事項とした。

・ 3. 建物の用途区分と冷凍システムについて、ISO の区分とシステムを参考とし、松浦委員及び日本冷蔵倉庫協会から資料を事務局に提出していただき、次回検討を行うこととした。

・ 4. 冷媒ガス配管 「c) 配管は、その溶接にあたっては冷凍機器溶接士の資格所持者が、また、そのろう付にあたっては冷凍空気調和機器施工技能士（1級及び2級に限る。）又はガス溶接技能講習修了の資格所持者が施工すること。」を現行の「鋼管の溶接は、冷凍機器溶接士などの資格のある者が施工すること。」にもどす。

資料 56 に基づき検討がなされた。

・ 第 13 項、「アンモニア回収装置を用いて、残留ガスを回収装置のボンベに回収すること。」については、経済省で検討していることでもあり、本分科会では決められない。

第 14 項、福岡県における人身事故に関連して、アンモニアユニット型設備についての施設基準を定める必要性について次の意見があった。

- ・ 福岡県での事故は、ハード面ではなくソフト面での事故である。
- ・ ガス漏れ検知器と圧縮機の連動機構の検査の期間及び方法は、定期自主検査と保安検査でカバーできる。

(3) その他

今回は、「建物の用途区分と冷凍システム」を整理した上で、設定することとした。